

日本地域共生ヘルスケア学会誌投稿規程

目的

第1条 本規程は日本地域共生ヘルスケア学会誌 Journal of Society for healthcare and community involvement（会誌）への投稿するための諸規程を定める。会誌は日本地域共生ヘルスケア学会（本学会）の目的に基づき、幅広い分野との学際的な相互交流を深める論文を掲載する。

投稿者の資格

第2条 投稿者及び共同著者も含めて本学会会則第5条（会員の資格）に定める会員とする。

2 編集委員会が執筆を依頼した者

投稿時の注意

第3条 論文は、未発表のものに限る。

(1) 国内外を問わず、他誌に掲載されたもの、掲載予定のもの、自ら或いは第三者のホームページに掲載又は掲載予定のものは投稿できない。重複投稿は禁止する。

(2) 人や動物を対象とした研究では、倫理的配慮を行う。

2 人を対象とした研究では、ヘルシンキ宣言に基づき国及び所属機関等の定める倫理指針を遵守し、倫理的に十分に配慮された内容でなければならない。動物を対象とした研究では、動物の保護及び管理に関する指針の趣旨に沿ったものとする。また、その旨を本文中に簡潔および明記すること。論文の種類のうち、原著、研究報告、短報で人や動物を対象とした研究では倫理審査を受けていない論文は掲載されないことがある。

論文の種類

第4条 論文は、総説、原著、研究報告、短報、資料及び実践・活動報告とし、次の内容に該当するものでなければならない。

(1) 総説 地域共生／地域保健・地域医療・地域福祉・健康等ヘルスケア及び心理と教育に関する研究領域について、多角的に内外の知見を集め、体系的に当該領域の状況を概説し、独自の見解を示した論文

(2) 原著論文 地域共生／地域保健・地域医療・地域福祉・健康等ヘルスケア及び心理と教育に関する独創性のある結論、及び学術的な価値が高いと編集委員会が認めたもので、かつ研究論文としての形式が整っている論文

(3) 研究報告 地域共生地域共生／地域保健・地域医療・地域福祉・健康等ヘルスケア及び心理と教育に関する内容で、独創性は原著論文に比べ高くないが、資料的価値や研究結果の意義が高い論文

- (4) 短報 独創的であるが断片的な研究で，研究方法，操作，技術，装置の改良，新しい試み，あるいは応用等に関し簡単に表現した研究論文
- (5) 資料 地域保健・地域医療・地域福祉と教育の分野に関する参考資料及び解説・調査・集計，記録にとどめる価値のある論文
- (6) 実践・活動報告 地域保健・地域医療・地域福祉と教育に関する実践・活動報告（事例報告を含む）等で，記録にとどめる価値のある論文

投稿論文の執筆要領

第 5 条 投稿論文の執筆要領は別に定める。

投稿論文の査読規程

第 6 条 総説，原著，研究報告，短報では査読を行う。詳細は査読規程に定める。

2 「資料，実践・活動報告」では査読を行わないが、編集委員会より修正を依頼することがある。修正の依頼方法は査読規程に定める。

投稿論文の受付と採否

第 7 条 投稿論文の受付と採否を次に定める。

- (1) 受付日 投稿原稿が本投稿規定を満たしている場合は，編集委員会に原稿が到着した日を受付日とする。本投稿規定を満たしていない場合は，原稿を投稿者に返送し，本投稿規定を満たして提出するよう連絡する。
- (2) 採否 原稿の採否は，編集委員会が決定する。尚，編集委員会の判定により，掲載論文の種類の変更を勧めることがある。資料及び実践・活動報告の採否は，編集委員会の議を経て決定する。

校正

第 8 条 著者校正は再校までとし，校正刷を受領後 14 日以内に校正の上，会誌編集委員会に提出しなければならない。なお，校正時における原稿の変更は認められない。

投稿の手続き

第 9 条 投稿時（再投稿時も同じ）は，論文（原本 1 部，写 3 部），論文（電子データ（PDF）），表紙，誓約書，論文投稿チェックリスト（執筆要領参照），英文抄録及び native check の証明書を整える。

2 提出先は，本会事務局編集委員長宛（〒675-0195 兵庫県加古川市平岡町新在家 2301 兵庫大学 日本地域共生ヘルスケア学会事務局）に郵送（書留）して提出するものとする。論文（電子データ）を office01@healthcare-c.com に送信する。

最終投稿原稿の提出

第 10 条 論文採択後の最終投稿原稿は，本文，図・表・写真等全てを電子データで提出

する。

発行

第 11 条 会誌は、年 1 回発行する。投稿原稿の受付は随時行う。掲載される時期は編集委員会により決定される。

2 別冊は 20 部無料で進呈する。20 部以上希望する場合、別刷費を徴収する。

著作権

第 12 条 掲載された論文等の著作権は本学会に帰属する。編集委員会が依頼した著作物についても同様とする。

規程の改廃

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

本規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。